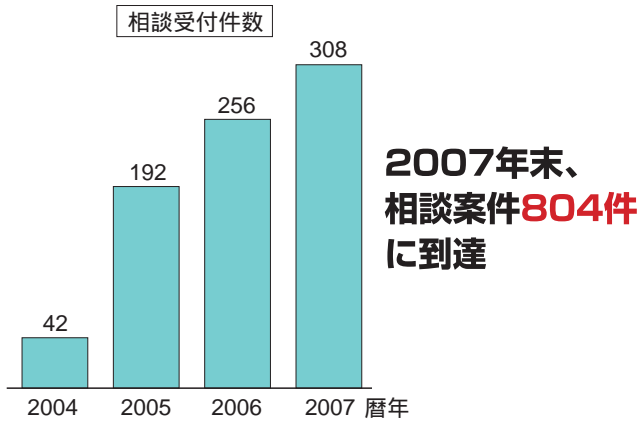


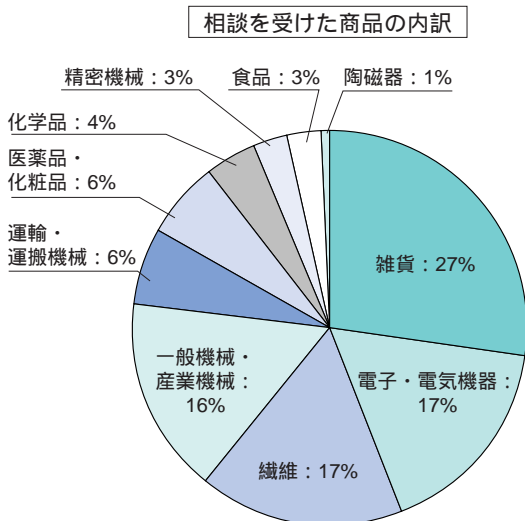
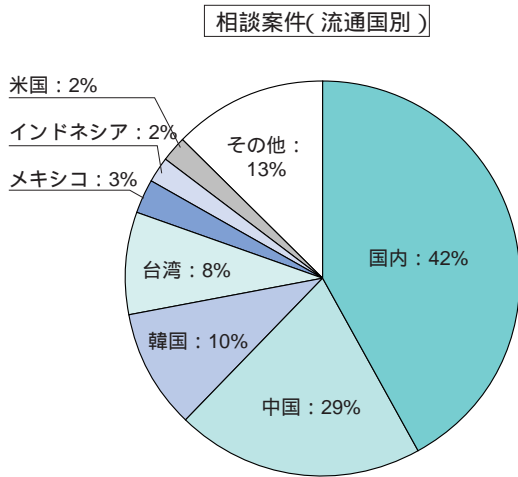
政府模倣品・海賊版対策総合窓口業務の紹介

経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室

相談件数は年々増加し、企業等において相談窓口の認識は広まっている



中国をはじめとする国外での被害に関する相談も多数
文具・玩具等の雑貨、衣服等の繊維、電卓・テレビ等の電子・電気機器、冷蔵庫や洗濯機等の一般機械・産業機械の相談が多数



2007年の対応事例

- ・他人の商標を偽ってペット用衣料を販売していた業者を商標法違反により現行犯逮捕。
- ・ウルグアイ税関が発見した模倣品と疑わしき商品の真贋鑑定に依頼を、現地大使館、企業と連携し、迅速に対応。
- ・サウジアラビアで模倣被害を受けていた企業に対し、模倣品対策を助言するとともに、現地事情に精通したJETROリヤド事務所を紹介。当該企業は効果的な模倣品対策を実施し、サウジアラビア市場での業績を急速に回復。

過去にも、警察による取締につながった事例や外国政府に働きかけ解決に至った事例あり。

香港商号問題が解決に向け進展

(調査申立制度)

2005年4月、(社)電子情報技術産業協会(JEITA)から、「香港で有名企業の商号を無断で第三者の商号



の一部に使用され、中国内で模倣品が生産されており、合法的に商号を変更させる方法がない」旨の申立があった。これを受け、香港政府と協議を重ね、「会社法」を改正する旨のコメントを回答を得た。

2008年4月、香港政府は会社法の改正方針案についてパブリックコメントを実施。

(香港商号問題)

日本企業の名称を含む商号を無断登記し、正規代理店のように見せかけて、中国本土で模倣品を生産・販売する行為



模倣品・海賊版の最近の動向

最近の動向

模倣品・海賊版の被害試算

5,000億ユーロ(WCO、ICPO)

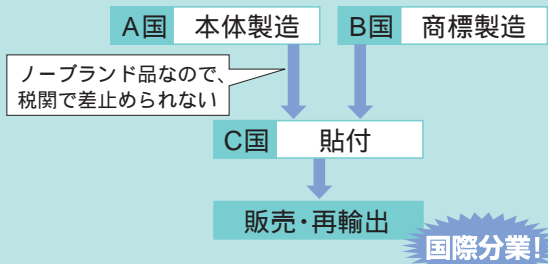
貿易被害2,000億ドル(OECD)

- 1 手口の巧妙化、国際分業
- 2 安全・安心を揺るがす模倣品
- 3 インターネットによる拡散

手口の巧妙化、国際分業

巧妙化!

販売時点での商標貼付等により、添付前の本体押収を免れる
 正規品を示す識別シールを模倣して貼付
 住居内など発見されない場所での製造や紛らわしい商号を使用して正規店を装って模倣品を販売
 その他、取締り強化に伴い、様々な手口が、日々、出現



安全・安心を揺るがす模倣品

インターポール・WHOも模倣薬対策を強化!

保護回路や安全装置の欠如(電気・ガス機器)
 加工精度がひくい、耐久性が低い(部品)
 有害成分の混入(医薬品・化粧品・食品)
 有害成分の基準値超過による健康被害(農薬)



← ブレーキパッド(模倣品)
 ブレーキがきかなくなるおそれ

模倣医薬品の深刻な流通

発展途上国では、偽マラリア薬等で多数の死者が発生

先進国でも流通が増加傾向

→ インターネットで個人購入、差止されにくい郵便で輸出

国際的にも対策加速!
米国では厳罰化の方向!

インターネットによる拡散

インターネットでの模倣品・海賊版の販売!

海外サイトからの広告・販売

→ 小口化して郵便で発送

インターネットオークションでの販売

これらを組み合わせた事例も存在

デジタル技術の発達により、複製・改変が容易に
 違法アップロードやファイル共有ソフトによる新たな侵害の発生

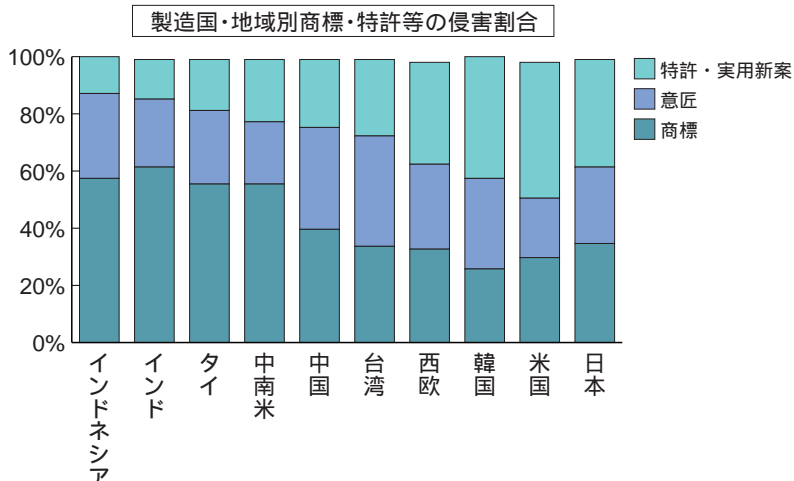
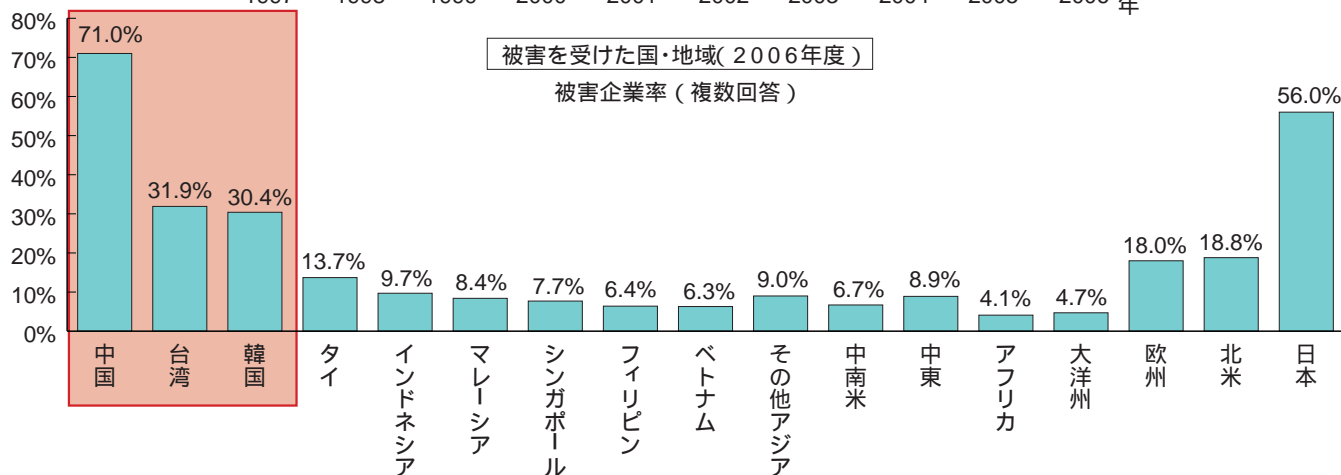
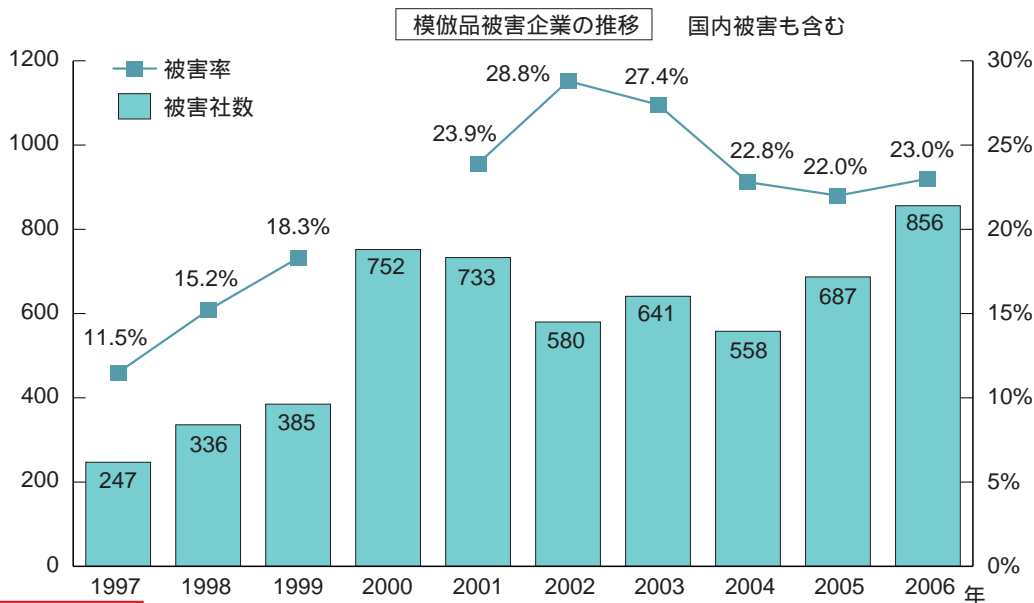
海賊版問題は新たな局面!

粗悪な模倣品を放置すれば、日本ブランドの信頼を損なうことにも!!



我が国企業の海外での被害の状況

- 我が国企業の模倣被害を受けた企業の比率は近年減少傾向にあったが、**2006年は一転して増加**。
- **被害多発国は依然として中国、台湾、韓国**。世界的な消費地である北米や欧州でも多くの被害を確認。
- 商標、意匠、特許・実用新案について、国ごとに模倣傾向に特徴。



模倣品経路国・地域(上位5国・地域)

中国経由	18.0%
台湾経由	8.6%
韓国経由	6.0%
中東経由	4.8%
北米経由	4.1%

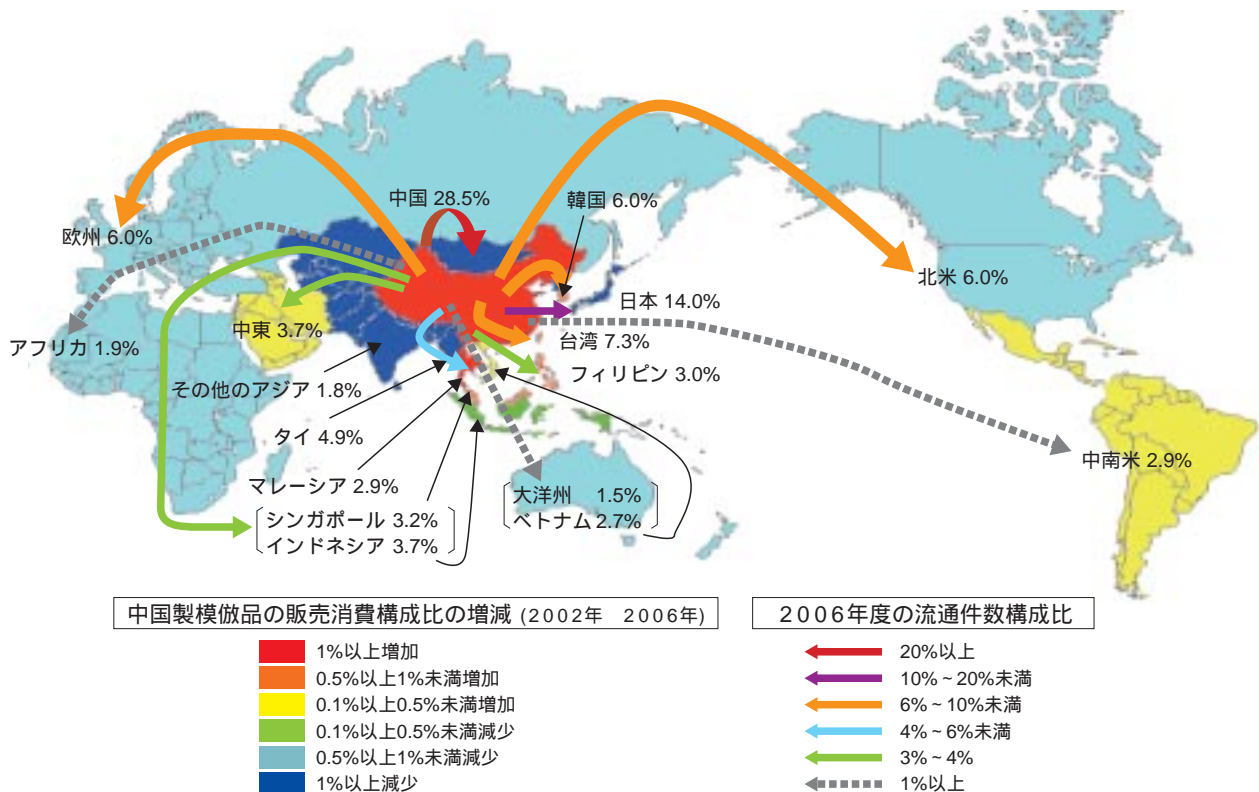
- ・ 中東地域は、アジアの模倣品の欧州、ロシア、アフリカ等へ入口にあたる
- ・ 欧州税関の差止実績でもアラブ首長国連邦仕出の模倣品は、中国に次いで多い。

我が国企業の海外での被害の状況（中国）

■ 模倣品・海賊版被害における中国の3つの側面

- ① 模倣品・海賊版製造国 ② 模倣品・海賊版消費国 ③ 模倣品・海賊版輸出国

- 模倣品製造は中国沿岸部が中心。模倣品の販売消費は沿岸部から中国東北部や内陸に拡散傾向。
- 中国から世界各地に模倣品が拡散。（米欧の模倣品・海賊版差止実績でも中国仕出しがトップ）
- 商標権、意匠権侵害による摘発が中心。なお、品質表示の偽造、品質劣悪品に対する製品品質法違反での模倣品の取締りも実施。
- 企業は主な対策として行政摘発の要請を実施。刑事告訴・民事提訴は少ない。



特許庁「2007年度模倣被害調査報告書」をもとに作成

侵害対象知的財産及び違反対象法律別件数(2006年)

発明専利権（特許権）	43件
実用新案専利権（実用新案権）	0件
意匠専利権（意匠権）	189件
商標権	4,063件
著作権	12件
反不正競争法違反	116件
製品品質法違反	138件
その他	5件

調査対象企業139社からの回答

日本企業の行政摘発要請実態

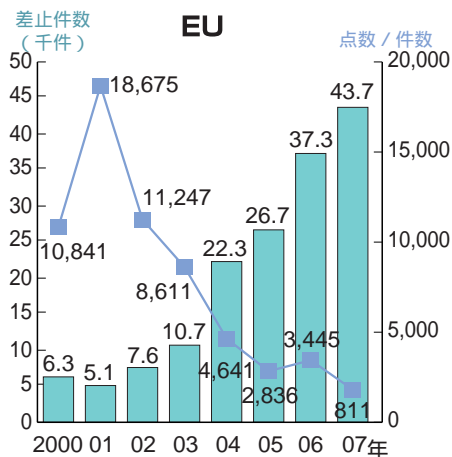
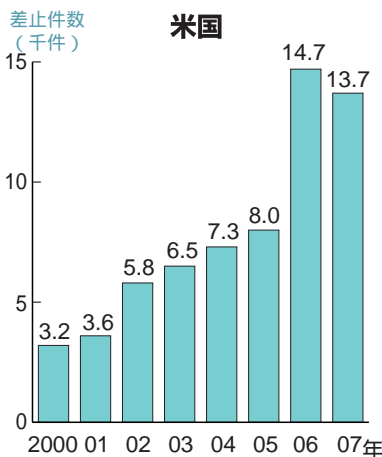
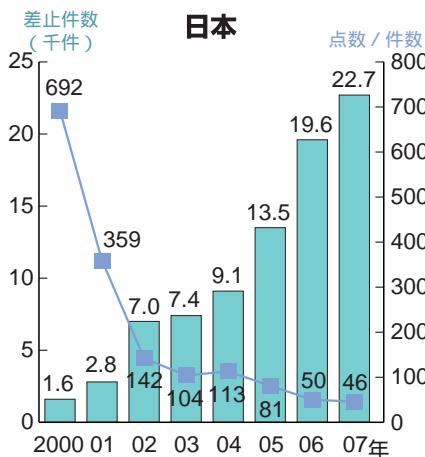
	2004年	2005年	2006年
行政摘発要請件数	1632	2314	2632
うち行政摘発件数（摘発 / 摘発要請）	1586	2213	2304
刑事告訴件数	31	57	47
民事提訴提起件数	14	9	28

経済産業省「中国における知的財産権侵害実態調査」

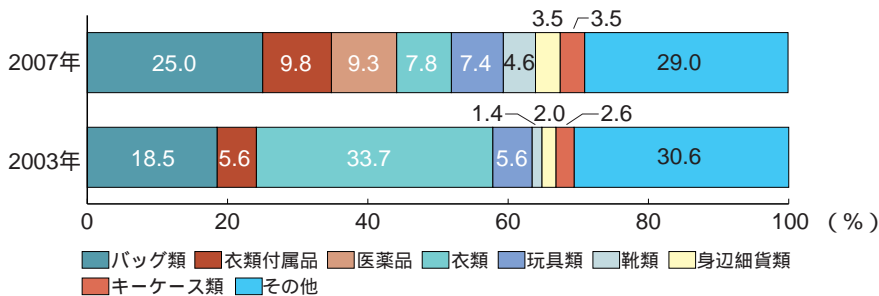
国内に持ち込まれる模倣品・海賊版の状況

- 我が国の水際での模倣品・海賊版の差止件数は過去最高を記録。米欧でも増加の一途。形態は小口化の傾向。
- 差し止められた模倣品の仕出国は、2007年、中国が韓国を抑えてトップに。
- 知財侵害物の差止のうち、バック、衣装付属品に続き、安全に関わる医薬品が増加。欧米でも同傾向。

日米欧の水際差止実績



商品別(日本・点数)

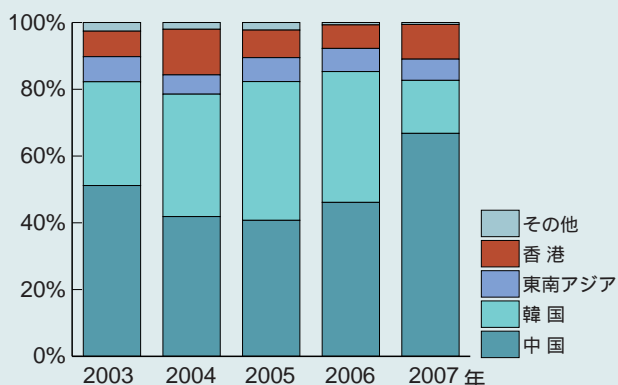


差止実績における医薬品の割合(2007年)

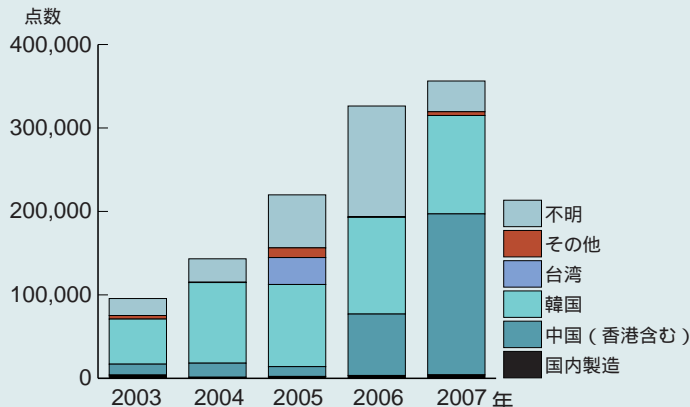
日本	9.3%
米国	6%
EU	5.2%

日欧は総点数に占める割合、
米国は金額換算での全体に占める割合。

水際での仕出国別差止割合(点数ベース)



偽ブランド品の警察押収状況(仕出国別)

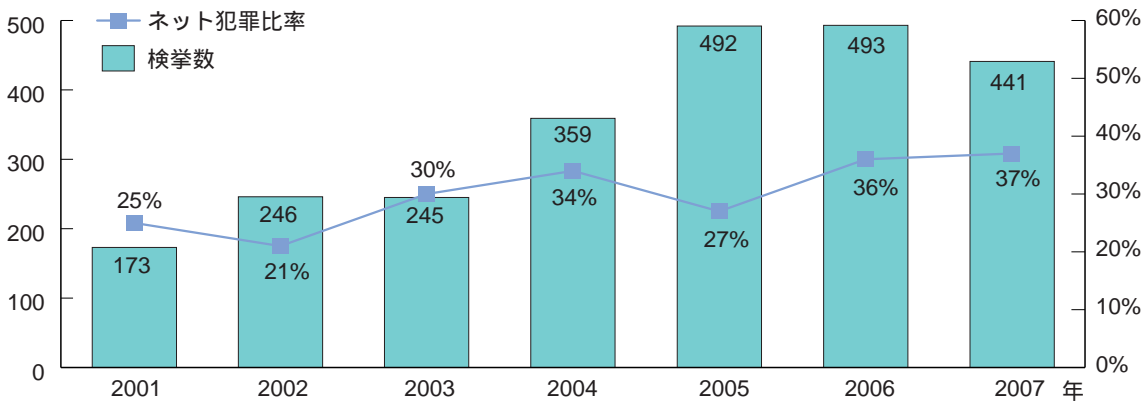




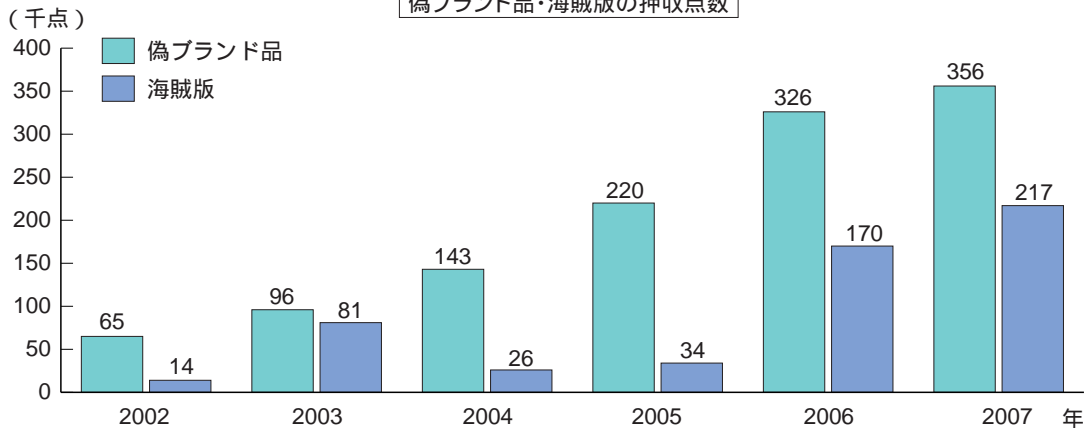
国内の模倣品・海賊版被害

- 模倣品・海賊版の押収量は増加傾向。
- インターネットを利用した模倣品・海賊版の取引が**増加傾向**。インターネット利用事犯のうち、**インターネットオークション**を利用したものが多数。
- なお、**大手のインターネットオークション**は政府及び事業者の取組によって**模倣品・海賊版取引の温床**という状況は脱しつつある状況。
- 新たに**ファイル共有サービス等のオンライン海賊版**問題が登場。

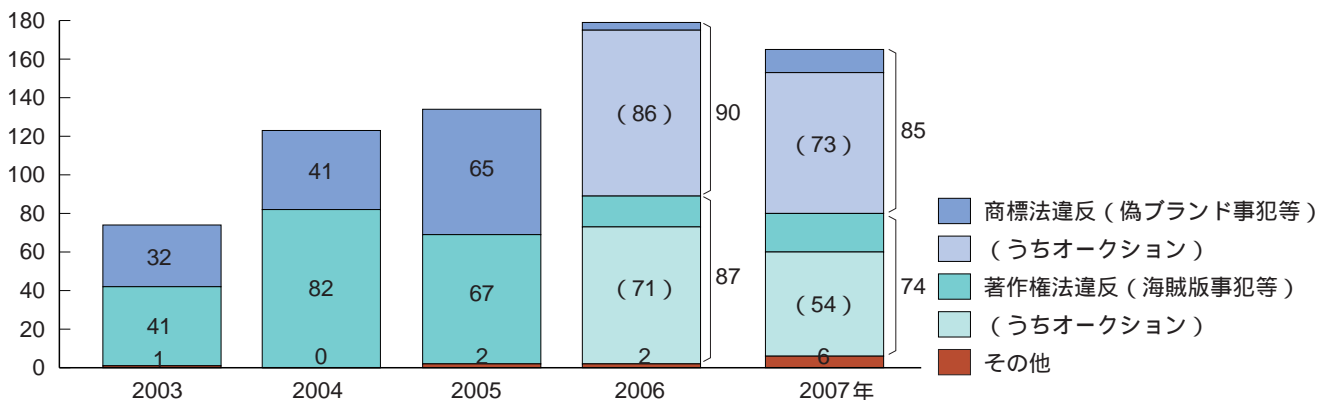
知的財産権侵害事犯検挙状況



偽ブランド品・海賊版の押収点数



インターネット利用事犯検挙数推移





海外における主要課題と対策①

■ 海外での被害に対する5つの取組

- 侵害発生国での取組
 - ①相手国政府への要請
- 多国間での取組
 - ②相手国政府機関の能力向上支援
 - ③官民情報共有強化
 - ④ACTA・G8・APEC等の国際的枠組の強化
 - ⑤日米・日欧連携による第三国での活動強化

侵害発生国での取組

中国への重点的な働きかけ

中国知財保護計画等の策定や計画に基づく法改正、取締行動の実施など、中国でも知財保護強化の流れ

日中ハイレベル経済対話(2007年12月)

官民合同ミッションの継続的派遣
中国知財法改正における協力
知財侵害関連情報の提供・地方での知財交流と協力の推進方策について引き続き協議 等

官民合同ミッションの派遣

(07年9月、第5回ミッションを派遣)

「要請と協力」の理念に基づき、中国各政府機関に対し、制度・運用面の改善と協力事業について協議

取締等の能力向上支援

様々な研修、セミナー等の実施

今まで働きかけた事項はどうなったのか?

様々な機会を通じて協議・意見交換等を実施

中国の政策動向

刑事訴追基準を引下げ
商標審査基準を公開
特許等審査基準を改正
知財判決を公開
著名な商標を保護
その他多くの日本の要請に沿った改革を実施

今までの官民合同ミッションでの要請事項全般への対応状況

模倣品の世界的な拡散に対応して、より多くの侵害発生国・地域での対策を実施

インド

・すでに日本企業の被害が発生。被害拡大の未然防止が必要。 ➡ 08年2月、官民合同ミッションを派遣

中南米

・米欧の被害はすでに深刻で、対策に取組済み ➡ 08年から中南米IPG活動を開始
・市場統合等を背景に、中南米で模倣品が広く流通

タイ・マレーシア

・EPAを締結 ・タイ ➡ 「日米欧官民合同会合」の開催(08年4月)
・マレーシア ➡ 「日馬知財委員会」の開催(08年1月) 等

UAE・中東

・ドバイ港等を經由し、周辺諸国やアフリカ、欧露に流通する模倣品が増加傾向 ➡ UAEに対し、閣僚レベルの問題の提起・協力の要請
・世界も中東地域に着目

EPA等交渉国

EPA、FTA等の交渉において知財保護の強化等を協議 ➡ 07年発効:チリ・タイ 07年署名:ブルネイ・インドネシア
交渉中:越、印、スイス、豪

現地支社等による情報交換等の活動(IPG)の促進

JETRO海外事務所や在外公館による活動支援

※現在、北京、上海、広州、インドネシア、タイ、ベトナム等で活動中

JETROや在外公館による相談等による海外支援の強化

特許庁からJETRO等への知財を専門とする駐在員の派遣

全在外公館等に配置された知的財産担当官による現地企業支援等



海外における主要課題と対策②

多国間での取組

模倣品・海賊版拡散防止条約 (ACTA) 構想の推進

05年G8サミットで提唱
07年10月、日米欧等で、ACTA構想を世界同時発表

骨子

- ・より高い法的規律の形成
- ・法執行の強化
- ・国際協力の推進

今後、構想の早期の実現に向け、取組を加速

G8

05年グレンイーグルスサミット以降、知財専門家会合を設置するとともに、様々な模倣品・海賊版対策のための取組について合意

APEC

03年、IPRセンター設置提言(日本は、政府総合窓口が担当)
05年、「模倣品・海賊版対策イニシアティブ」を日米韓で提言
イニシアティブに基づくガイドラインを順次制定
08年2月、知財・税関による情報交換を開始

その他、OECDやWCO等多様な国際的枠組みを活用

米欧との連携

日米

APECでの共同提案等、従来から緊密な協力を推進
経産省・米商務省による「共同イニシアティブ」(07年1月)に基づいた協力を強化 等

08年4月、タイで「日米欧官民合同会合」を開催

日欧

毎年、「日・EU知財対話」を実施
第三国での協力等を盛り込んだ「日・EU行動計画」を発出

欧米の政策動向

- 模倣品・海賊版対策法制定による対策の加速
- 司令塔機能の強化の方向
- 中国対策を強化



模倣品・海賊版対策法案

(08年5月下院通過)

危険な模倣品の厳罰化等罰則の強化
司令塔組織の設置及び戦略計画の策定
知財アタッシュェや国際知財法執行官の配置等
海外での調整機能の強化 等

スペシャル301条レポート

(08年4月)

中露を特に問題の多い国として重視

中国をWTO提訴

(07年4月)



EUエンフォースメント指令 (04年)

加盟国税関による共同摘発作戦の実施

欧州委員会主導で模倣品・海賊版対策を強化

各国で模倣品・海賊版対策法制定の動き

(仏07年10月成立、独08年4月成立)

優先交渉国リスト作成

(06年10月)

中国を筆頭に、露等の周辺国、ASEAN・南米等

・EU・中対話を継続的に実施

・中国に対し、協力プログラム実施



国内における主要課題と対策

模倣品・海賊版被害の特色

海外からの流入
インターネットの利用

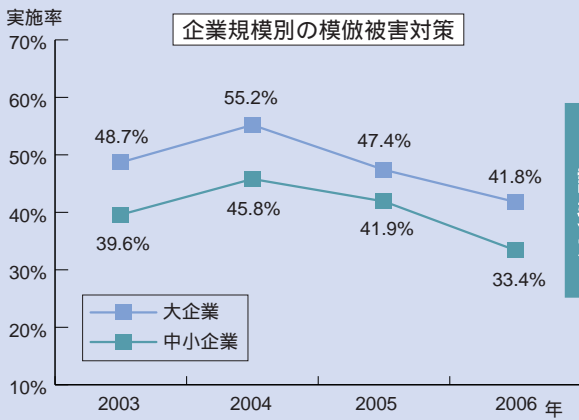
輸入禁止品目の拡大、商標法や著作権法の罰則強化等を実施済み
➡引き続き、現場での厳格な取締りを実施
インターネットオークション等における模倣品・海賊版販売情報削除のためのガイドラインの整備や違反物出品者の排除の仕組みを構築

映画の海賊版作成・流通阻止

「映画盗撮防止法」の成立(議員立法、07年8月施行)などの取組を実施

闘う企業を増やす

近年、対策の実施率が低下傾向



トップの認識不足・費用対効果などが影響

主な課題

対策の必要性に対する企業トップの認識向上
業界内の共同対策等による費用対効果の向上 等

官民連携の強化

甘利大臣と産業界との懇談会開催
第1回 07年11月、第2回 08年6月

企業間の連携強化・情報交換の促進等

業界団体ごとに取組

必要に応じて、政府・JETRO等による協力

業界を超えた組織横断的な活動

国際知的財産保護フォーラム (IIPPF)

2002年発足、87団体・107企業が参加
官民合同ミッションの中国やインドへの派遣等に取り組む

コンテンツ海外流通促進機構 (CODA)

2002年発足、20団体・22企業が参加
CJマークの普及、中国等での海賊版取締等に取り組む

政府との連携強化

中小企業の対策支援

国内各地で中小企業向けの対策セミナーを実施
現地での模倣業者等調査に必要な費用の2/3を補助

政府模倣品・海賊版対策総合窓口

経済産業省 製造産業局 模倣品対策・通商室



政府模倣品・海賊版対策総合窓口

経済産業省製造産業局模倣品対策・通商室
(経済産業省本館5階東3号室)

来訪相談には予約が必要です。

〒100-8901 東京都千代田区霞ヶ関1-3-1

Tel : 03-3501-1701(9:30~17:00)

Fax : 03-3501-6588

E-mail : seihumohoumadoguchi@meti.go.jp

業務内容

模倣品・海賊版に関するメール相談受付

電話および面談による相談受付

模倣品・海賊版に関する情報管理・提供

上記業務の実施の上で必要な関係府省等との連絡調整

メール等によるお問い合わせの際には必ず氏名、連絡先を御記述頂き、また以下の事項についても可能な限り御記載願います。

- ・模倣品等による被害が生じている国・地域名
- ・被害の実態
- ・特許、意匠、商標などの権利取得の有無
- ・侵害されている権利